

【別記1】

次のAとBを結んだ線及びBから270度の線以南の山口県外海。

A 下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端

B 下関市蓋井島北端

〈備考〉 ※「いか巣網」については、第2種共同漁業権設定区域を除く

【別記2】

次のA区域、B区域及びC区域。

【A区域】

次のア、イを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 下関市彦島西山町一丁目 彦島製錬株式会社埋立地護岸南東端

イ 下関市彦島迫町一丁目 荒田小型船埠頭埋立 荒田防波堤基部

【B区域】

次のウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ウ 下関市彦島福浦町一丁目 彦島兜山岬南端の防波堤突端

エ 下関市彦島塩浜町四丁目 福浦湾湾口部南側西端

【C区域】

次のオ、カを結んだ線及びキ、クを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

オ 下関市東大和町二丁目 第二突堤 南東端

カ 下関市彦島江の浦町六丁目 三菱造船株式会社下関造船所 第二ドック南側東端

キ 下関市下関漁港閘門北側東端

ク 下関市下関漁港閘門南側東端

〈備考〉 共第41号の区域

【別記3】

下関市豊北町大字神田折紙鼻北端に設置した標識から北西の線以西以南の山口県海域。

【別記4】

下関市豊北町角島灯台基部から270度の線以南の山口県外海。ただし、第2種共同漁業権設定区域を除く。

【別記5】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、M、Nの各点を順次結んだ線、OとPとを結んだ線及びQとRとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端

B // 大字永田郷折否川河口中央点

C // 来留見瀬灯標基部

D // 安岡漁港甲防波堤灯台基部から護岸沿いに北東へ29メートルの点に設置した標識

E // 蓋井島灯台基部

F // 六連島灯台基部

G // 永田本町4丁目119.4高地

H // 六連島平岩

I // 六連島北頂上

J 北九州市小倉北区馬島北頂上

K 下関市竹ノ子島北端に設置した標柱

L // 六連島東端

M // 旧船瀬灯浮標（北緯33度56分15秒東経130度52分04秒（日本測地系に

よる位置)、北緯33度56分27秒東経130度51分55秒(世界測地系による位置))

- N // 竹ノ子島西端
- O // 彦島竹ノ子島町旧竹ノ子島橋西側南端
- P // 彦島西山町4丁目旧竹ノ子島橋東側南端
- Q // 下関漁港閘門北側東端
- R // 下関漁港閘門南側東端
- 点イ Aから270度2,000メートルの点
- ロ Bから242度30分2,000メートルの点
- ハ Cから272度1,700メートルの点
- ニ Dから263度30分2,760メートルの点
- ホ EとFとを結んだ線とGとへとを結んだ線との交点
- へ Hから272度53分500メートルの点
- ト IとJとを結んだ線上最大高潮時海面における中央点
- チ 下関市六連島と北九州市小倉北区馬島との最大高潮時における海峡最短距離の中央点
- リ チとKとを結んだ線とLとMとを結んだ線との交点

〈備考〉 共第40号の区域

【別記6】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置

- 基点A 下関市水島頂上
- B // 蓋井島灯台基部
 - 点イ Aから160度2,000メートルの点
 - ロ Aから85度2,000メートルの点
 - ハ Aから315度5,500メートルの点
 - ニ Bから294度1,700メートルの点
 - ホ Bから180度4,000メートルの点

〈備考〉 共第36号の区域

【別記7】

次のV、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、Nを順次結んだ線及びTとUとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(V、チ、リ、Wを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、X、ヌ、ル、ヲ、ワ、Yを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにZとA'とを結んだ線及びB'、カ、C'を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。)

点の位置

- 基点D 下関市彦島西山町一丁目三井金属鉱業彦島製錬所埋立地護岸南西角から護岸沿いに東へ30メートルの点に設置した標柱
- E 北九州市小倉北区西港町120番地日明埋立護岸南東角から護岸沿いに北西へ260メートルの点に設置した標識
 - F 下関市彦島旧大山ノ鼻灯台跡(北緯33度54分40.19秒東経130度54分19.42秒(日本測地系による位置)、北緯33度54分51.9秒東経130度54分10.8秒(世界測地系による位置))
 - G 北九州市門司区松原三丁目村中川河口左岸から護岸沿いに西方へ231.35メートルの点
 - H 下関市彦島旧金ノ弦岬灯台跡(北緯33度54分28秒東経130度54分48秒(日本測地系による位置)、北緯33度54分39.7秒東経130度54分39.4秒(世界測地系による位置))
 - I 北九州市門司区松原一丁目高田川橋左岸高欄端から右岸側へ2メートルの点

- J 下関市彦島旧山底ノ鼻灯台跡（北緯33度54分40秒東経130度55分33秒（日本測地系による位置）、北緯33度54分51.7秒東経130度55分24.4秒（世界測地系による位置））
- K 北九州市門司区戸ノ上山頂上
- L 下関市旧巖流島灯台跡（北緯33度55分48.97秒東経130度56分02.95秒（日本測地系による位置）、北緯33度56分0.7秒東経130度55分54.3秒（世界測地系による位置））
- M 北九州市門司区葛葉海岸通り4番護岸角
- N 下関市岬之町防波堤屈折点から埠頭沿いに東へ35メートルの点に設置した標識
- O 北九州市門司区白木崎護岸屈折点
- T 下関市下関漁港閘門北側東端
- U 下関市下関漁港閘門南側東端
- V 下関市彦島迫町7丁目3012番地の1三井東圧化学株式会社彦島工業所埋立護岸北西端角から護岸沿いに南東へ142メートルの点に設置した標識
- W 下関市彦島迫町7丁目3012番地の三井東圧化学株式会社彦島工業所埋立護岸南東端角から北西へ27メートルの点
- X 下関市彦島迫町7丁目2900番47に設置した標柱
- Y 下関市荒田埠頭用地防波堤突端から同防波堤と直角に陸岸を見通した線と最大高潮時海岸線との交点
- Z 下関市細江埠頭南東端
- A' 下関市岬之町防波堤灯台基部
- B' 下関市岬之町西防波堤突端
- C' 下関市岬之町埠頭北西端
- 点イ DとEとを結んだ線上Dから1,585メートルの点
- ロ FとGとを結んだ線上Fから1,360メートルの点
- ハ HとIとを結んだ線上Hから910メートルの点
- ニ JとKとを結んだ線上Jから540メートルの点
- ホ LとMとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点
- へ NとOとを結んだ線上Nから630メートルの点
- チ Vから212度30分20メートルの点
- リ Wから212度30分20メートルの点
- ヌ Xから226度160メートルの点
- ル Xから216度30分385メートルの点
- ヲ Xから210度380メートルの点
- ワ Xから210度360メートルの点
- カ Aから346度175メートルの点

〈備考〉 共第41号の区域

【別記8】

東経130度38分の線以西及び下関市豊北町角島灯台基部から270度の線（以下「A線」という。）以北の山口県外海及びA線以南の山口県外海。ただし第2種共同漁業権設定区域を除く。

【別記9】

東経130度38分の線以西及び下関市豊浦町大字宇賀本郷字三月田に設置した標柱から270度の線（以下「A線」という。）以北の山口県外海及びA線以南の山口県外海。ただし第2種共同漁業権設定区域を除く。

【別記10】

下関市豊北町角島灯台基部から270度の線以南の山口県外海。ただし第2種共同漁業権設定区域

を除く。

【別記1～別記10 共通】

※方位については、特に定めのない場合は真方位とする。

※共同漁業権番号については、平成26年1月10日付け山口県告示第3号の免許番号による。